

市県民税・国民健康保険税・介護保険料

令和2年度 申告相談

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の

申告は3月16日(月曜)まで

お問い合わせ先

- ・税務課
Tel 23-0115
- ・須木庁舎住民生活課
Tel 48-3132
- ・野尻庁舎住民生活課
Tel 44-1100

今年も申告の時期になりました。日程表のとおり申告相談を実施します。この申告は令和2年度の市県民税、国民健康保険税、介護保険料の算定資料となります。申告が必要な人は各申告会場で申告してください。税務署で申告する人は、市県民税の申告は必要ありません。なお、申告期間中は、担当職員が各会場に向いて不在となるので、本庁での申告受付はできません。必ず各申告会場へお越しください。(申告日程は3ページ)。市県民税は、個人住民税とも言います。

確定申告書・市県民税申告書には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書に個人番号の記載が必要です。また、申告書を出す時に本人確認が必要となり、申告する本人の個人番号の「番号確認」と「身元確認」をします。本人確認に必要なものは次のとおりです。

▼番号確認

個人番号カード、個人番号通知カードなど

▼身元確認

個人番号カード、運転免許証、健康保険証など

確定申告書は、電子申告で税務署に提出します

確定申告書は、書面に代わり電子申告で税務署に提出します。電子申告には、「利用者識別番号(16ケタ)」が必要です。税務署からの案内で事前に交付されているなど、すでに利用者識別番号を取得している人は番号が記載された書類を申告会場に持参ください。なお、以前小林地区の中央公民館会場で申告相談を行い、その際に番号を取得した人は、持参する必要はありません。申告の内容などによって書面提出となる確定申告書もあります。

申告しなかった場合

次の証明書の交付や各種申請手続きなどができない場合があります。ご注意ください。

- ▼所得証明書および課税証明書
- ▼市営住宅・県営住宅の申請
- ▼児童手当申請
- ▼幼稚園・保育園の入園申請
- ▼医療費などの給付

申告の対象者

令和2年1月1日時点で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人が対象です。

- ◆令和元年(平成31年)中に次のような所得がある人
 - ・営業所得(自営業、外交員、大工職、左官職、ホステス職など)
 - ・農業所得
 - ・不動産所得(貸地、貸家など)
 - ・雑所得(年金(個人年金、遺族年金、障害者年金を含む)、原稿料など)
 - ・一時所得(生命保険の満期返戻金など)
 - ・譲渡所得(土地、建物などの売却による収入など)
 - ・シルバー人材センターからの配分金
 - ※農業、営業、不動産といった事業所得がある人は、必ず事前に収入と経費の計算をして収支内訳書などを作

成してから申告会場にお越しください。計算をしていない場合は、計算後に受け付けるため、順番が前後する場合があります

※一時所得やシルバー人材センターからの配分金について申告する人は支払証明書を持参ください

※譲渡所得がある場合、内容によっては税務署での申告が必要になります

◆給与所得者で次のいずれかに該当する人

- ・勤務先で年末調整がされていない
- ・年末調整に含まれない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける
- ・給与所得以外に年金所得や農業などの事業所得があった(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な人でも、市県民税の申告が必要なが場合があります)

◆公的年金の受給者のうち、次のいずれかに該当する人

- ・公的年金収入以外に給与所得や農業などの事業所得があった。

令和2年度申告相談日程 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

月日	曜日	小林地区 (受付時間) 午前：9時～11時 午後：13時～15時 ※中央公民館駐車場8時～		須木地区 (受付時間) 午前：9時～12時 (内山地区のみ9時30分～) 午後：13時～16時		野尻地区 (受付時間) 午前：9時～11時30分 午後：13時～15時30分 ※2月14日、20日は午前のみ	
		対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場
2月12日	水	—	—	—	—	野尻1区	やすらぎ荘
2月13日	木	細野1区	南部いろり村	—	—	野尻2区	やすらぎ荘
2月14日	金	細野2区	南部いろり村	—	—	野尻1区 野尻2区	やすらぎ荘
2月17日	月	細野3区	南部いろり村	—	—	—	—
2月18日	火	西堤区 北堤区 南堤区(木場)	農村環境改善センター	内山	内山地域福祉センター	野尻5区	いきいきコミュニティセンター
2月19日	水	水流迫区 南堤区(岩瀬・下堤)	農村環境改善センター	—	—	野尻6区	いきいきコミュニティセンター
2月20日	木	北西2区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎	野尻5区 野尻6区	いきいきコミュニティセンター
2月21日	金	東方2区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎	—	—
2月25日	火	東方1区	東方研修館	麓	須木庁舎	—	—
2月26日	水	北西1区 北西3区	西ノ原農村集会所	永田	須木庁舎	野尻3区	野尻庁舎
2月27日	木	南西2区 南西4区	西ノ原農村集会所	永田	須木庁舎	野尻4区	野尻庁舎
2月28日	金	南西1の西区 南西3区	西ノ原農村集会所	原	須木庁舎	野尻3区 野尻4区	野尻庁舎
3月2日	月	真方1区	中央公民館	中河間	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月3日	火	真方2区	中央公民館	夏木・堂屋敷	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月4日	水	真方3区 坂元区	中央公民館	上九瀬	須木庁舎	—	—
3月5日	木	南真方東区 南真方西区 南真方区	中央公民館	下九瀬	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月6日	金	上町の全区 永田町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月9日	月	上町の全区 永田町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月10日	火	通り町区 種子田区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月11日	水	後川内区 南西1の東区	中央公民館	全地区	須木庁舎	—	—
3月12日	木	西町の全区 緑町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月13日	金	南島田区 本町区 仲町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月16日	月	新生町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎

◆令和元(平成31)年中に次のいずれかに該当する人

- ・生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険などの非課税となる収入のみで、ほかに収入がない。
- ・小林市外に住所がある家族の被扶養者となっている(例：市外に単身赴任中の夫が扶養しているなど)。

※小林市税条例で市県民税が非課税となる人は申告しなくてもよいとされていますが、申告をしないと税証明や医療保険などの各種手続きに支障が出る場合があります

◆申告者全員に共通するもの

- ・個人番号カード、個人番号通知カードなど個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証、健康保険証など身元確認ができるもの
- ・印鑑(シャチハタなどのスタンプ印不可)

◆各対象者のみ持参するもの

- ▼給与、年金の収入がある人
源泉徴収票、給与支払証明書など
- ▼農業、営業、不動産などの事業所得がある人
令和元(平成31)年中の収入と支出がわかる帳簿、収支内訳書、領収書など
- ※帳簿記帳をしていない人は事前に収入金額と必要経費を計算して収支内訳書を作成のうえ持参ください
- ※肉用牛を出荷した人は、売却証明書を持参ください
- ※前年に農業所得にかかる減価償却資産があった人に事前調査票を送付しています。円滑かつ迅速な申告相談の

実施を目的としていますので、市へ調査票を未提出の人は、早めの提出をお願いします

◆一時所得(生命保険の一時金や満期返戻金など)がある人

収入金額と払込保険料などの必要経費がわかるもの(保険会社など支払元から送付される書類など)

▼社会保険料控除を受ける人
社会保険料控除証明書(国民年金保険料、社会保険任意継続保険料など)

※市の申告会場で申告する人は、ほけん課発行の「納付確認書(申告用)」は必要ありません

※令和元(平成31)年中に転入した人で、前住所地で国民健康保険税(料)などの納付をしている場合は、前住所自治体発行の証明書が必要で

▼生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人
保険会社が発行する生命保険料、損害保険料、地震保険料などの支払証明書

▼障害者控除を受ける人
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など

▼医療費控除を受ける人
「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」のいずれか
※明細書を作成して添付すること、領収書の提示と添付が不要になります。ただし、領収書は本人が5年間保管します

▼寄附金税額控除を受ける人
寄附先から発行される証明書など

▼所得税の還付を受ける人
口座振込を希望される場合は、申告者本人の名義の預金通帳など

お住いの地区の申告会場で申告できない人は、次の会場でも申告を受け付けます(各地区とも土日を除く)。

- ◆小林地区(中央公民館)
3月2日～3月16日
- ◆須木地区(須木庁舎)
3月6日～3月16日
- ◆野尻地区(野尻庁舎)
3月4日、11日を除く3月2日～3月16日

※小林地区(中央公民館)は、3月16日まで地区の割り当て

てをしています。日によって大変混雑する場合があります

◆市で申告会場で申告する人
申告会場で申告書を作成するため、申告書用紙の準備は不要です。

◆自分で申告書を作成する人
市県民税申告書用紙の配布場所

- ・税務課
- ・須木庁舎住民生活課
- ・野尻庁舎住民生活課
- ・紙屋出張所
- ・西小林出張所

●問
小林税務署
TEL23・3126
税務課
TEL23・0115

案内

令和2年1月1日現在 固定資産税償却資産 の申告について

地方税法341条第4号に規定する償却資産を所有する事業者は、法人・個人を問わず申告する義務があります。

◆地方税法341条第4号に規定する償却資産とは

- ①土地・家屋を除く事業用の資産（機械類や建築物、備品など）
- ②法人税法または所得税法の規定により減価償却額（費）として申告する資産のうち、次にあげる以外のもの

・取得価格が少額な資産（例：取得価格が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの）

・その他政令で定める資産

◆申告対象者

令和2年1月1日現在、市内に事業用資産を所有する人※工場や商店などの経営だけでなく、農業経営、アパート経営、太陽光発電による売電なども含まれますので注意ください

太陽光発電設備などの課税について

◆申告方法

エルタックスによる申告、または税務課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課の窓口、郵送で申告書を提出ください。

◆申告締切 1月31日（金曜）

●問・税務課
TEL 23・0115

◆申告方法

エルタックスによる申告、または税務課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課の窓口、郵送で申告書を提出ください。

◆申告締切 1月31日（金曜）

●問・税務課
TEL 23・0115

◆表1 設置者および発電規模別課税区分

設置者	10キワ以上の太陽光発電設備	10キワ未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	課税対象になります。	事業用資産にならないため、課税対象外となります。
個人（事業用）	事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず、償却資産として課税対象となります。	
法人	事業の用に供している資産のため、個人（事業用）と同じ取扱いです。	

◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	-	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋：家屋としての評価対象となるため、償却資産の申告は不要です。
 償却：償却資産に該当します。償却資産の申告が必要です。
 ※設置方法によっては必ずしも上記の表のとおりでない場合があります。

第74回南九州駅伝 競走大会

早春の霧島連山を右手に、「えびの」小林〜高原〜都城の7区間61.3キロの距離でタスキが受け継がれます。当日は交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。

◆開催日 2月2日（日曜）

●問
・都城市体育協会
南九州駅伝競走大会事務局
TEL 0986・26・7133

吉都線シンポジウム を開催します

地域活動の共有と吉都線利用促進を目的として「吉都線シンポジウム」を開催します。JR吉都線利用促進協議会（鹿児島県湧水町・えびの市・小林市・高原町・都城市）の取り組みや、沿線地域住民・団体などの取組事例発表および先進地域の取組事例についての講演を行います。

◆日時
1月30日（木曜）
14時〜16時20分

◆場所 小林市文化会館

◆入場料 無料

◆事前申込が必要です

◆その他
会場にはぜひJR吉都線を利用ください。

◆行き（小林駅着）
・都城13時発13時49分着
・吉松13時6分発13時48分着

◆帰り（小林駅発）
・16時36分発都城17時24分着
・17時6分発吉松17時50分着

●申・問
・JR吉都線利用促進協議会事務局（えびの市企画課）
TEL 35・3712

労働に関する相談を 平日夜間・土日も受け 付けます

県労働委員会では、職場のトラブル（パワハラ、賃金未払、解雇など）について、秘密厳守・無料で相談に応じています。次の期間は、平日夜間および土曜・日曜も相談を受け付けます。

◆受付期間
2月15日（土曜）
2月21日（金曜）

◆受付時間
（2月21日（金曜））
▼平日
8時30分〜12時、13時〜19時
▼土曜・日曜
9時〜12時、13時〜17時

※面談を希望する場合は事前
に電話ください

◆対象者
県内の事業所に勤務する労働者および使用者

◆場所
県労働委員会（県庁3号館6階）
宮崎市橘通東1丁目9番10号

◆相談方法
電話、面談、ファックス、インターネット「宮崎県労働相談メール送信フォーム」で検索

小林市新水道事業ビジョン（経営戦略） を策定しました

●問
・県労働委員会事務局相談専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」
TEL 0985・26・7538
FAX 0985・20・2715

水道事業が目指す将来像や目標、実施方策を示す「小林市新水道事業ビジョン」【経営戦略】を策定しましたので、各閲覧場所でご覧いただけます。

◆閲覧期間
1月15日（水曜）
〜2月13日（木曜）

◆閲覧場所
・市ホームページ
・情報公開室（本庁3階）
・水道課（第2別館）
・須木庁舎住民生活課
・野尻庁舎地域振興課
・西小林出張所
・紙屋出張所

●問
・水道課
TEL 23・0321

募集

中央公民館講座 郷土料理名人養成講座

季節ごとの郷土料理を学びます。今回は春の郷土料理です。

◆日時
2月20日（木曜）
19時〜21時30分

◆費用
500円

※材料代別途500円

◆申込締切
2月5日（水曜）

◆場所
中央公民館

◆対象
市内在住・在勤の人

◆受付時間
月曜〜金曜の9時〜17時

◆その他
申込多数の場合は抽選を行います。結果を後日通知します。

●問
・中央公民館
TEL 22・3482

◆中継所・通過予定時刻

スタート	真幸地区体育館前（えびの市）	10時00分
第1中継所	セブンイレブンえびの飯野店前（えびの市）	10時35分
第2中継所	三本松（西小林）	10時51分
第3中継所	靴の小笠原前（小林市）	11時14分
第4中継所	フリーウェイ工業団地南口前（高原町）	11時36分
第5中継所	ローソン高崎大牟田店前（都城市高崎町）	12時04分
第6中継所	志和地小学校前（都城市）	12時32分
ゴール	市立美術館前（都城市）	13時06分

しいたけ作り体験

森と食文化に関する理解を深めるため、しいたけ作り体験を開催します。

◆日程

2月15日(土曜)
9時30分～12時
※9時受付開始

◆場所

ひなもりオートキャンプ場

◆募集人員

50人

◆費用

原木1本300円

※1人3本まで

◆内容

しいたけ菌の接種・原木の伏せ込み作業など

◆雨天決行

◆申込方法

電話受付(先着順)

※定員50名になり次第締切

◆受付時間

9時～17時

◆問

・ひなもりオートキャンプ場
Tel 23・8100

令和2年度放課後児童クラブ申込み

放課後児童クラブへの入会申込みを受け付けます。

◆対象児童

仕事などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生

◆申込方法

4月から利用を希望する人は、現在入会している人も含めて入会申請書を提出してください。

◆申請書記布場所

・市ホームページ

・各放課後児童クラブ

・子育て支援課

・野尻庁舎住民生活課

◆市内の放課後児童クラブ

◆小林小放課後児童クラブ

◆小林小学校内

◆南小放課後児童クラブ

◆南保育園内

◆三松小放課後児童クラブ

◆三松小学校内

◆細野小放課後児童クラブ

◆細野小学校内

◆こぼと放課後児童クラブ

◆こぼと保育園内

◆東方放課後児童クラブ

◆東方保育園内

◆西小林放課後児童クラブ
西小林保育園内

◆須木地区放課後児童クラブ
須木中央保育園

◆野尻放課後児童クラブ
野尻小学校前施設

◆紙屋小放課後児童クラブ
紙屋小学校内

◆栗須小放課後児童クラブ
栗須小学校内

◆三松小第2放課後児童クラブ
三松公民館

◆緑ヶ丘放課後児童クラブ
市役所第4別館隣

◆大塚原放課後児童クラブ
大塚原認定こども園内

◆申込期間

1月28日(火曜)

～2月18日(火曜)

※土日、祝日を除く

◆申込先

各放課後児童クラブ

※須木地区放課後児童クラブは須木庁舎住民生活課

◆その他

申込多数の場合は選考となります。

◆問

・子育て支援課

Tel 23・1278

パブリックコメント 第2期てなんど小林 総合戦略(案)

人口の将来展望を示す「人口ビジョン」と、今後取り組むべき施策の方向を示す「総合戦略」からなる、第2期てなんど小林総合戦略の策定にあたり、意見を募集します。

◆募集期間

1月24日(金曜)

～2月25日(火曜)

◆提出方法

意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、メールのいずれかの方法で提出ください。

◆閲覧場所

・市ホームページ

・情報公開室(本庁3階)

・地方創生課(本庁3階)

・須木庁舎地域振興課

・野尻庁舎地域振興課

・西小林出張所

・紙屋出張所

・紙屋出張所

◆問

・地方創生課

Tel 23・1148

Fax 23・6650

Mail k_sousei@city.kobayashi.jp

パブリックコメント 第4期小林市障がい者計画(案)

第4期小林市障がい者計画の策定にあたり、意見を募集します。

◆募集期間

1月29日(水曜)

～2月28日(金曜)

◆提出方法

意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、メールのいずれかの方法で提出ください。

◆閲覧場所

・市ホームページ

・情報公開室(本庁3階)

・福祉課(東館1階)

・須木庁舎住民生活課

・野尻庁舎住民生活課

・西小林出張所

・紙屋出張所

◆問

・福祉課

Tel 23・0111

Fax 23・4934

Mail k_fukushi@city.kobayashi.jp

宮崎ねりんピック 2020出場者募集

◆対象者

県内在住の60歳以上(昭和36年4月1日以前生まれ)の人

◆参加料

500円(申込後に振込用紙が郵送されます)

※種目によっては別途プレイ代が必要

◆募集期間

2月1日(土曜)

～2月28日(金曜)

◆開催日

5月17日(日曜)

※ミニテニス競技は18日(月曜)、ゴルフ競技は20日(水曜)、ソフトテニス競技は24日(日曜)に開催

◆会場

県総合運動公園ほか

◆競技種目

◆スポーツ種目(26種目)
ラージボール卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ターゲット・バードゴルフ、グリーンウッド・ゴルフ、バウンドテニス、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ミニテ

ニス、弓道、剣道、なぎなた、太極拳、四半的弓道、ボウリング、ゴルフ、サッカー、ラグビーフットボール、パークゴルフ、水泳、卓球バレー、ダンススポーツ、還暦軟式野球

◆文化種目(3種目)

囲碁、将棋、健康マージャン

※参加申込書や競技内容、競技会場などは問合わせください

◆その他

参加申込多数の場合は抽選となります。

◆申・問

・長寿介護課

Tel 23・1140

・須木庁舎住民生活課

Tel 48・3132

・野尻庁舎住民生活課

Tel 44・1100

・県社会福祉協議会

・長寿社会推進センター

Tel 0985・31・9630

◆法律を学びませんか
◆身近な文書利用術

市では昨年度に引き続き、法務専門監(法曹有資格者)による法律講座を開催します

◆地域おこし協力隊員で、2018年アジア最優秀選手にも選ばれたブラジリアン柔術家の倉岡ジョン・カルロスさんがブラジリアン柔術をレクチャーします。詳しくは電話で問合わせください。

ブラジリアン柔術入門体験

地域おこし協力隊員で、2018年アジア最優秀選手にも選ばれたブラジリアン柔術家の倉岡ジョン・カルロスさんがブラジリアン柔術をレクチャーします。詳しくは電話で問合わせください。

◆申・問

・倉岡携帯

090・6043・0567



詳細ページ
QRコード

◆ブラジリアン柔術とは

日本で発祥しブラジルで進化した武道です。安全性の高さから年齢・性別に関係なく幅広い層に受け入れられ、世界的に競技人口が急増しています。運動不足・ストレス解消にも最適です。

◆場所

KITTO小林2階

◆参加費

無料

◆開催期間

1月7日～2月24日のうち5回

◆開催時間

昼の部 10時～
夜の部 18時30分～

◆その他

詳細についてはQRコードから確認できます。

市民防災リーダー養成講習会

地域において防災対策のリーダー的な役割を担う市民防災リーダーの要請講習を開催します。この講習では、災害や防災対策、救急法、ロープワークなどの基礎知識および技能を習得できる内容で、修了者には認定証およびバッジを交付します。

◆日時

2月9日(日曜)

9時～12時30分

※受付8時30分～

◆場所

野尻町いきいきコミュニティセンター

◆対象

市内在住・在勤の人

◆参加費

無料

◆定員

60人程度

◆申込方法

電話で申込みください。詳細な案内を送付します。

◆申込締切

1月31日(金曜)

◆申・問

・危機管理課

Tel 23・1175



保健・福祉

フッ化物塗布体験と歯の健康相談を実施します

フッ化物塗布体験と歯の健康相談を行います。ぜひ参加ください。

◆日時

2月9日(日曜)

10時～11時30分まで受付

◆場所

保健センター

◆対象

3歳から小学生まで

◆定員

フッ化物塗布体験は定員100人までの予約制。健康相談は定員6人までの時間予約制。

◆申込方法

1月27日(月曜)から、電話で申込みください。

◆費用 無料

◆注意事項

・歯みがきを済ませて来てください。

・申込書の記入があります。必ず保護者同伴でお越しください(印鑑不要)。

◆その他
母子健康手帳を持参ください。

◆その他
フッ化物には、歯の再石灰化を助け、歯の質を強くすること、むし歯になりにくい歯にする効果があるとされています。生えだての乳歯や永久歯は歯の質が弱くむし歯になりやすいため、家庭での仕上げみがきやおやつとの時間や内容の工夫に加えてフッ化物塗布をすることで、予防効果が高まるとされています。

●問

健康推進課

Tel 23・0323

家族介護者の集いに参加してみませんか

小林市地域包括支援センターでは、介護をしている人と悩みを出し合い、介護に対する「思い」を共有する集いを開催します。介護経験などについて語り合っていました。

◆日時
2月8日(土曜)

小林市地域包括支援センター

◆場所
13時30分～15時

小林市地域包括支援センター

◆内容

懇談・茶話会

◆参加費 無料

◆その他 申込不要

●問

小林市地域包括支援センター

Tel 25・0707

オレンジカフェに参加してみませんか

オレンジカフェとは、地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、どなたでも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。「認知症サポーターリーダー」が次の場所で開催します。

◆その他

申込み不要です。直接会場にお越しください。

●問

小林市地域包括支援センター

Tel 25・0707

のじり地域包括支援センター

Tel 44・2271

◆オレンジカフェ開催一覧

地区	日程	時間	場所	参加費
小林	2月12日(水曜)	10時～11時30分	細野小学校	100円
	2月19日(水曜)	10時～11時30分	細野団地集会所	100円
	2月26日(水曜)	10時～11時30分	慈敬園交流スペース	100円
須木	2月5日(水曜)	10時～11時30分	永田館	無料
	2月19日(水曜)	10時～11時30分	永田館	無料
	2月26日(水曜)	10時～11時30分	須木総合ふるさとセンター	100円
野尻	2月26日(水曜)	14時～16時	茶のん場「ふもと」NOSAI跡	無料

こばやし福祉推進大会

高齢者や障がい者が安心して暮らせる「住みよい福祉のまちづくり」を目指して、こばやし福祉推進大会を開催します。

◆日時

2月14日(金曜)
13時30分開会

◆場所 文化会館

◆内容

福祉分野でさまざまな活動をされた個人や団体などに対する表彰、金婚夫婦のお祝い、米寿者(小林市友愛クラブ会員)のお祝い、アトラクション

◆その他

11月15日号で金婚夫婦の募集チラシを配布しています。申込みを希望する人は問合わせください。

●問・福祉課

Tel 23・0111

広報紙などの音訳CDを利用しませんか

音訳ボランティア団体「小林朗読友の会」では、視覚障がい者の方に「広報こばやし」、「お知らせ」、「はなみずき(議会だより)」などを音訳したCDを制作し、郵送しています。

家族、知人、友人で視覚障がいの方がいましたらCDの利用を勧めいただき、ぜひご利用ください。

●問・社会福祉協議会 Tel 23・3466